

京都市予算規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第132号

京都市予算規則の一部を改正する規則

京都市予算規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「意義は、」の右に「それぞれ」を加え、同条第1号中「及び教育委員会事務局」を「、上下水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局」に改める。

第16条及び第17条を次のように改める。

(予備費の充用)

第16条 部局の長は、予備費の充用を必要とするときは、予備費充用要求書(第15号様式)により、理財局長に要求しなければならない。

2 理財局長は、前項の規定による要求を審査し、その必要を認めるときは、予備費充用通知書(第16号様式)により、収入役及び当該要求をした部局の長に通知しなければならない。

3 理財局長が前項の規定による通知をしたときは、予備費充用通知書に掲げる補充科目の経費については、予算の配当があったものとみなす。

(予算の流用又は移用)

第17条 部局の長は、予算の流用又は移用(予算を同じ節の範囲内において融通することをいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 部局の長は、前項の規定により予算の流用又は移用を行ったときは、予算流用・移用通知書(第17号様式)により、収入役及び理財局長に通知しなければならない。

3 理財局長が前項の通知を受けた場合において、予算流用・移用通知書に掲げる支出科目の経費が既に配当された予算の範囲内であるときは、予算流用・移用通知書に掲げる各経費については、予算の配当の変更があったものとみなす。

4 予算の流用又は移用の範囲及び金額は、必要最少限度を超えてはならない。

第 24 条中「、予算流用伺、移用伺」を削り、「予算流用・移用通知書、予備費充用決定通知書」を「予備費充用通知書、予算流用・移用通知書」に、「表示した、または」を「表示し、又は」に改める。

第 14 号様式を次のように改める。

第 14 号様式 削除

第 16 号様式を削り、第 17 号様式を第 16 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第17号様式(第17条関係)

予 算 流 移 用 用 通 知 書

(あて先)	年 月 日
部局の長の名称	

次のとおり予算を <input type="checkbox"/> 流 用 したことを通知します。 <input type="checkbox"/> 移 用							
決定年月日	予算種別	年 度	会 計	No.	款	項	
支 出 科 目				受 入 科 目			
目	節	付記	金 額	目	節	付記	金 額
			円				円

注 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(理財局財務部主計課)